

○市川市立博物館の設置及び管理に関する条例

昭和 47 年 10 月 12 日条例第 32 号

改正

昭和 52 年 3 月 31 日条例第 22 号
昭和 57 年 9 月 20 日条例第 33 号
平成元年 9 月 26 日条例第 24 号
平成 3 年 12 月 26 日条例第 30 号
平成 7 年 12 月 27 日条例第 24 号
平成 10 年 3 月 27 日条例第 10 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 46 号
平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号
平成 24 年 3 月 16 日条例第 19 号
平成 25 年 12 月 19 日条例第 44 号
平成 26 年 9 月 30 日条例第 28 号

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、考古、歴史、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき、博物館を設置する。

一部改正〔昭和 57 年条例 33 号・平成元年 24 号・24 年 19 号〕

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
市立市川考古博物館	市川市堀之内 2 丁目 26 番 1 号
市立市川歴史博物館	市川市堀之内 2 丁目 27 番 1 号
市立市川自然博物館	市川市大町 284 番地

全部改正〔昭和 57 年条例 33 号〕、一部改正〔平成元年条例 24 号・7 年 24 号・24 年 19 号〕

(事業)

第 3 条 博物館は、法第 3 条の定めるところにより、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、標本、模型、文献、図書、図表、写真、フィルムその他の資料(電磁的記録を含む。以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること。

(2) 博物館資料に関する講習会、研究会等を開催すること。

(3) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。

一部改正〔平成 24 年条例 19 号〕

(入館料等)

第 4 条 博物館の入館料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の陳列をし、又は特別の展示会を催したときは、1 人 300 円以内において教育委員会（以下「委員会」という。）が定める額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）第 1 条の 2 第 1 号に規定する消費税等加算率をいう。第 16 条において同じ。）を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を入館料として徴収することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の入館料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成 3 年条例 30 号・10 年 10 号・24 年 19 号・25 年 44 号・26 年 28 号〕

(開館時間)

第 5 条 博物館の開館時間は、次の表の左欄に掲げる博物館の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	位置
市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
市立市川自然博物館	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

追加〔平成 24 年条例 19 号〕

(休館日)

第 6 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日）

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで

(3) 12 月 28 日から同月 31 日まで

追加〔平成 24 年条例 19 号〕

(入館の制限等)

第 7 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が博物館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他博物館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成24年条例19号〕

(損害賠償)

第8条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(協議会の設置)

第9条 委員会は、法第20条第1項の規定に基づき、博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

追加〔平成24年条例19号〕

(委員長及び副委員長)

第11条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(専門分科会)

第13条 協議会に、専門の事項の調査研究をさせるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査研究の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

追加〔平成24年条例19号〕

(事務)

第14条 協議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

追加〔平成24年条例19号〕

(報酬及び費用弁償)

第15条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号・24年19号〕

(経過措置)

第16条 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

追加〔平成26年条例28号〕

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成24年条例19号・26年28号〕

(過料)

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により入館料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

追加〔平成11年条例46号〕、一部改正〔平成24年条例19号・26年28号〕

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和47年11月3日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月20日条例第33号)

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 (平成元年9月26日条例第24号)

この条例は、平成元年10月24日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日条例第30号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月27日条例第24号)

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の各条例の規定は、平成10年7月1日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の施設の使用等に係る使用料等及び施行日以後の施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月17日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により博物館協議会の委員として任命されている者は、平成24年4月1日に、改正後の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第2項の規定により博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第10条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第8条第1項の規定により任命された博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成25年12月19日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例（第2条、第9条、第11条及び第13条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用

料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。